

山形県農業士（指導農業士・青年農業士）制度について

自ら先進的な農業経営を実践し、地域農業の振興と新規就農者の育成に意欲的に携わる農業者を知事が認定する制度で、「指導農業士」と「青年農業士」に区分し認定。

1 制度の概要

区 分	発足年度	根 拠
指導農業士 青年農業士	S52	山形県農業士制度実施要綱（昭和 52 年）

2 農業士の要件

区 分	要 件
指導農業士	①地域農業の中核者として、リーダーシップを有し、農業技術、経営管理能力に優れ、自己の農業経営を通して地域農業を牽引する存在であり、若手農業者等の指導、育成に熱意を有する農業者 ②年齢：概ね 45 歳～60 歳（認定期間：65 歳まで）
青年農業士	①地域や組織の中核者となりうるリーダーシップを有し、農業技術、経営管理能力に優れた者で、将来も農業で自立を志向し、意欲的に農業経営を実践している青年農業者 ②年齢：概ね 28 歳～35 歳（認定期間：40 歳まで）

3 認定状況

項 目	指導農業士	青年農業士
令和 7 年度新規認定者数	16 名（うち女性 2 名）	15 名（うち女性 1 名）
既認定者数	138 名（うち女性 24 名）	114 名（うち女性 10 名）
計	154 名（うち女性 26 名）	129 名（うち女性 11 名）

4 主な活動内容

指導農業士	①若手農業者等の育成指導と助言 ②県及び地域農業振興活動への参画 ③若手農業者及び女性農業者が活躍できる環境づくりの推進 ④新規就農希望者の研修受入及び指導
青年農業士	①地域の若手農業者等の目標となる農業経営の実践 ②県及び地域農業振興活動への参画 ③新規就農者・就農希望者への助言及び研修受入

5 組織内容

山形県指導農業士会	①昭和 52 年 2 月設立 ②県内の指導農業士で組織され会員の会費で運営 ③会長 押野和幸（令和 7 年度～）
各地区農業士会（8 組織）	①農業技術普及課単位に組織 ②地区の指導農業士・青年農業士で組織され、会員の会費で運営
山形県青年農業士会	①令和 4 年 4 月設立 ②県内の青年農業士で組織され、自らの営農に資する活動を主体的に運営 ③会長 青柳和彦（令和 7 年度～）

山形県林業士（指導林業士・青年林業士）制度について

自ら意欲的な林業経営を実践し、地域の林業・木材産業の発展・活性化に貢献できる林業後継者等を知事が認定する制度で、「指導林業士」と「青年林業士」に区分し認定。

1 制度の概要

区 分	発足年度	根 拠
指導林業士	S55	・ 山形県林業士育成事業実施要領（昭和 55 年 8 月 29 日） ・ 山形県林業士認定制度実施要綱（平成 28 年 3 月 30 日） ※昭和 55 年度に導入した「林業士」制度を見直し、県独自に平成 28 年度から「青年林業士」を新設し、「指導林業士」と「青年林業士」に区分した。
青年林業士	H28	

2 林業士の要件

区 分	要 件
指導林業士	①林業経営等における模範的施業技術を有するとともに、地域のリーダーであり、指導・後継者育成に努めている林業・木材産業経営者及び従事者 ②5年以上青年林業士として活動、または林業・木材産業等の経営に5年以上従事 ③概ね45歳～70歳
青年林業士	①地域のリーダーになろうとする意欲と目標を持ち、将来とも林業・木材産業に就業し、意欲的に取り組む若手の林業・木材産業経営者及び従事者 ②林業・木材産業等に5年以上従事 ③概ね45歳まで

3 認定状況

項 目	指導林業士	青年林業士
令和7年度新規認定者数	1名（うち女性 0名）	5名（うち女性 2名）
既認定者数	47名（うち女性 1名）	40名（うち女性 2名）
計	48名（うち女性 1名）	45名（うち女性 4名）

4 活動内容

指導林業士	①諸事業への協力 ②青年林業士、林業後継者等の育成指導 ③研修会などを通じた資質向上 等
青年林業士	①諸事業への協力 ②県立農林大学校生等への指導 ③研修会などを通じた資質向上 等

5 組織内容

山形県指導林業士会	①昭和55年11月設立、平成28年4月改称 ②県内の指導林業士で組織され、会員の会費で運営 ③会長 菊地一郎（令和4年～）
山形県青年林業士会	①平成28年7月設立 ②県内の青年林業士で組織され、会員の会費で運営 ③会長 清野敬介（令和6年～）